

高額医療・高額介護合算制度

ID 246100929 問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113 保険年金課医療・年金G ☎24-1114
高齢介護課介護保険G ☎24-1117 高齢介護課地域包括ケアG ☎55-9471

同じ医療保険の世帯内で医療と介護の両方を合わせた年間の自己負担が限度額を超えた場合、申請によりその超えた分が払い戻されます。

※払い戻し金額が500円以下の場合は該当しません。また、同じ世帯でも、異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。

申請手続

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方

該当者には、2月以降に通知文または、はがきを送付します。届いたら保険年金課で申請してください。

ただし、令和6年8月1日～令和7年7月31日の期間中、次に該当していた方は、通知文または、はがきが届かないことがありますので、現在加入している医療保険者に確認してください。

- ①市区町村を越えて転居をした方
- ②他の医療保険から国民健康保険または後期高齢者医療保険に移った方

被用者保険(全国健康保険協会・共済組合など)に加入している方

手続き方法、支給時期などは各保険者によって異なるので、加入している医療保険者(事業所など)に問い合わせください。



国民健康保険・後期高齢者医療保険の窓口一部負担金減免制度

ID 399731423 ID 885056640

問合 国民健康保険 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113
後期高齢者医療保険 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

失業等により収入が著しく減少し、一時的に医療機関などへの医療費の支払いが困難な場合に、その支払いを免除・減額・支払猶予する制度です。申請には、収入に関する証明書や申告書類等のほか、受診する医療機関の証明が必要です。

※受診する医療機関の証明は、国民健康保険の場合のみ必要です。

国民健康保険

申請期限 減免理由が発生した日から6ヶ月以内

適用期間

免除・減免 申請月を含めて3ヶ月以内(再申請によりさらに3ヶ月以内を限度に延長可能)

支払猶予 6ヶ月以内(急患等の場合、1年以内を限度に延長可能)

後期高齢者医療保険

申請期限 減免理由が発生した日から1年以内

適用期間

免除・減免 申請日から6ヶ月以内

支払猶予 申請日から6ヶ月以内(急患等の場合、1年以内を限度に延長可能)



所得税や市・県民税の申告は自分で作成して、早めの提出を!



ID 893689325

問合 確定申告について 津島税務署 ☎26-2161

電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

市・県民税について 税務課市民税G ☎55-9263



税務職員ふたば
チャットボットは
こちらから

確定申告は、簡単・便利なe-Taxで申告

確定申告の相談は、チャットボットをご利用ください。

※チャットボットは、入力いただいたご質問にAIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

津島税務署が開設する申告期間・受付会場

1

場所	期間	時間
文化会館	・2月16日(月)～3月16日(月)の平日 ・3月1日(日)	午前9時～午後5時

◆確定申告会場への入場には **入場整理券** が **必要** です

「入場整理券」は、LINEアプリによるオンライン事前予約または確定申告会場での当日配付の二つの方法で配付します。また、配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

国税庁LINE公式アカウントと友だちになった後、予約が可能です。

【注意点】

- 入場時に、当日配付した「入場整理券」またはLINEアプリで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を確認しますので、必ずお持ちください。
- 「入場整理券」には、会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間帯内に会場へお越しください。
- 指定された時間帯に遅れた場合は、入場できない場合があります。また、会場の混雑状況に応じ、指定された時間帯内であっても入場をお待ちいただく場合があります。



国税庁
LINE公式アカウント

◆確定申告会場にお越しになる方へ

確定申告会場では、原則としてご自身でスマートフォンとマイナンバーカードを利用して申告していただきます。来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、以下2点が必要になりますので、準備をお願いします。

①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

②スマートフォンおよびマイナンバーカード

※マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。

- 署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)
- 利用者証明用電子証明書(数字4桁)

※マイナンバーカードのパスワードはコンビニのキオスク端末(マルチコピー機)で初期化・再設定ができます。

申告書の作成・提出は
国税庁のホームページから



作成コーナー



市が開設する申告期間・受付会場

2

場所	期間	時間
市役所4階大会議室	2月16日(月)～3月16日(月)の平日	午前9時～11時 午後1時～4時
神守支所	2月16日(月)～2月24日(火)の平日	午前9時～11時 午後1時～4時 (2月24日(火)は午前のみ開催)
神島田公民館	2月25日(水)～2月27日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時 (2月27日(金)は午後3時まで)

市・県民税申告書は、市ホームページから作成・印刷できます

自分で作成した申告書は、会場入口付近に設置する申告書受付箱へ投函または郵送による提出をお願いします。

提出先 ☎496-8686(住所不要) 稅務課市民税G宛

※市・県民税の申告書に限り、申告期間前でも市役所税務課窓口で随時受付します(開庁日に限る)。

◆申告会場の入場には「事前予約」が必要です

必ず予約をお取りいただいたうえ、ご来場ください。予約は、インターネットと電話予約のどちらかでお取りください。予約時間にお越しいただいても、前の方の申告内容により、受け付けさせていただく時間が遅くなる場合がありますのでご了承ください。

◆空席確認もでき、簡単・便利なインターネット予約にご協力ください

受付開始日 下記各会場の予約受付開始日の午前9時

(前日(土・日曜日および祝日の場合は直前の平日)

午後5時まで、24時間予約可能)

市開設申告会場の
予約はこちらから



◆コールセンター

予約専用です。申告内容の相談等については、お答えしかねます。

予約専用電話 混雑状況により繋がらない場合があります。特に予約受付開始日は大変混雑します。繋がらない場合は、後日改めておかけ直しください。

①☎070-4805-3118 ②☎080-9573-1252 ③☎090-7111-6026(2月2日・9日・12日のみ利用可)

各会場で予約受付期間が異なります。来場予定の会場を確認のうえ、お電話ください。

場所	期間	時間
市役所4階大会議室	2月2日(月)～3月13日(金)の平日	午前9時～午後5時
神守支所	2月9日(月)～2月20日(金)の平日	午前9時～午後5時
神島田公民館	2月12日(木)～2月26日(木)の平日	午前9時～午後5時

※市の会場では受け付けできない場合があります。必ず12ページに記載の「次の方は津島税務署(文化会館内申告会場)へ」を確認のうえ、予約してください。

次の方は津島税務署(文化会館内申告会場)へ

- 令和8年1月1日に津島市に住民票がない方
 - 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類が不足している方(事前に津島税務署にご相談ください)
 - 令和6年分以前の確定申告をされる方
 - 個人事業主で青色申告される方
 - 初めて事業所得(営業等、農業)または不動産所得の申告をされる方
 - 確定申告をされる方で事業所得(営業等、農業)または不動産所得の収支内訳書が未作成の方
 - 退職所得のある方で確定申告をされる方
 - 令和7年中に土地や家屋、株式を売却された方や暗号資産(仮想通貨)、FXの申告をされる方
 - 家屋の新築または購入などにより新たに住宅借入金等特別控除を受けられる方
 - 死亡した方の確定申告をされる方
 - 国外居住親族の扶養控除を受けられる方
 - 消費税・贈与税・相続税の申告をされる方



申告時の主な注意点

- ・津島税務署が開設する会場は「入場整理券」、市が開設する会場は「事前予約」が必要です。
 - ・市が開催する会場で多数の配当所得や給与所得、寄附金控除を申告される方、医療費控除明細書等が未作成の方は、受付をお断りする場合があります。
 - ・医療費控除の適用には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。
 - ・医療費控除の申告は医療費が還付されるものではありません。
 - ・申告書の作成にはマイナンバー(12桁)の記載および本人確認書類の提示が必要です。
 - ・事前に必要書類等の確認のうえ、持参してください。

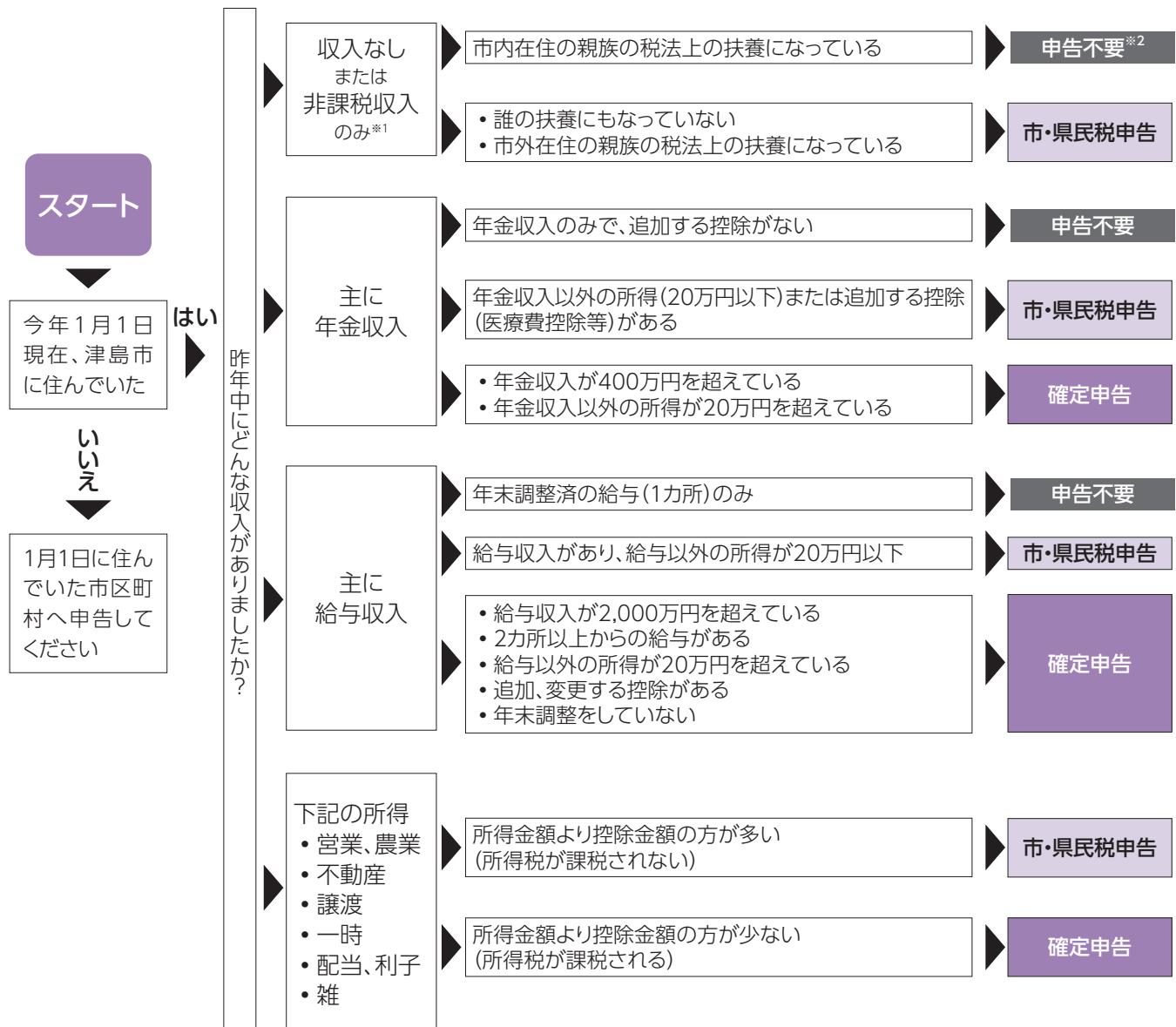
控除等証明書に加え、税務署からの「確定申告のお知らせ」はかかる方は、併せてお持ちください。

各控除証明書を紛失等された場合は、各担当窓口にて再発行の依頼をしてください。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の納付額確認書については、[市政のひろば1月号7ページ](#)をご覧ください。

あなたの申告は?

下記の当てはまるところで確認してください



※1 遺族年金、障害年金、失業給付金などです。

※2 税証明書の取得や行政サービスを受けるときに申告が必要な場合があります。

〈注意点〉

上記で「市・県民税申告」となっても、所得税の還付を受けられる方は、確定申告をすることができます。

困った! が解決できるかも ～成年後見制度～

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の「財産」や「権利」を保護し、支援していく制度です。

こんな「困った!」はありませんか?

- ・認知症の母が、訪問販売で必要のない商品を買ってしまった
- ・物忘れがひどくなつて、通帳やお金の管理が心配
- ・身寄りがなく、今後の財産管理や身の回りのことが心配
- ・知的障がいのある子どもの将来が心配

成年後見制度のしくみ

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。法定後見制度は、現在すでに認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人が対象で、判断能力の程度に応じて「後見・保佐・補助」に分かれます。

任意後見制度は、現在は判断能力が十分でも、将来的に判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ「誰にどのような支援をしてもらうのか」を契約しておく制度です。

成年後見制度の種類と内容

法定後見制度	名称	利用できる人	支援する人	後見人等への付与権限	
				代理権	同意権 取消権
	後見制度	判断能力がほとんどない人	成年後見人	本人が行うすべての法律行為	日常生活に関する行為 ※以外のすべての行為(取消権のみ)
	保佐制度	判断能力が著しく不十分な人	保佐人	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	法律上定められた重要行為
	補助制度	判断能力が不十分な人	補助人	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為
任意後見制度	任意後見制度	現在は判断能力が十分ある人	任意後見人	本人との契約で定めた行為	なし

※日用品の購入などは取消権の対象外です。

成年後見人等のできること・できないこと

○できること

- ・印鑑、預金通帳の管理
- ・年金の受け取りや税金の納付
- ・不動産の管理や処分
- ・医療、福祉サービスの手続き
- ・施設入退所に関する手続き
- ・家賃の支払いや
契約更新手続き など



×できないこと

- ・手術や医療行為への同意
- ・毎日の買い物、食事の世話
- ・遺言書の作成
- ・株や不動産への投資行為
- ・賃貸借契約の保証人
- ・婚姻、離婚の手続き など



法定後見制度の利用手続き

申立⇒審理の開始⇒成年後見人等を選任⇒後見等が開始

申立人が、必要書類(申立書、財産目録、予算収支表、親族関係図等)と添付書類(医師の診断書、登記事項証明、戸籍謄本等)を整えて名古屋家庭裁判所家事部後見センターに提出します。記入用紙の様式は名古屋家庭裁判所で配付されますが、同裁判所のホームページからダウンロードすることもできます。

申立人になれる人

申立ができるのは、本人、配偶者、四親等以内の親族、市長(身寄りのない方の場合)です。市長が申し立てる場合は二親等以内の親族の有無を確認します。また、三・四親等の親族で申し立てる人がいる場合は、原則として市長は申し立てを行いません。

法定後見制度の申立から開始までにかかる時間

本人の認知症等の程度や生活状況の確認をします(医師が鑑定を行うこともあります)。また、申立人から申立理由をたずね、成年後見人等の候補者がいる場合は、適格かどうか事情を聞きます。審理期間については、本人の状況によって異なりますが、申立から後見等開始までは1~4カ月以内です。



任意後見制度の利用手続き

任意後見の依頼⇒申立⇒任意後見人を選任⇒後見開始

まずは公証人役場にご相談ください。本人と依頼された人(任意後見受任者)が支援する範囲など任意後見の内容を話し合って決め、公正証書を作成し、正式に契約を交わします。任意後見契約公正証書の作成には、公正証書作成の基本手数料、登記嘱託手数料の費用がかかります。

任意後見人への報酬は、本人と任意後見受任者との契約で決めた金額となります。

申立人(本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者)が本人の判断能力が十分でなくなったとき、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立をします。

申立に必要な書類や費用については、名古屋家庭裁判所家事部後見センターでご確認ください。

あなたもなれる!市民後見人

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの専門資格を持たない親族以外の方が担う成年後見のことです。公的機関の支援を受けながら、適正に後見業務を行います。

市民後見人として活動するためには、自治体が実施する研修を受講し、一定の知識を身につける必要があります。

お気軽にご相談ください。

成年後見制度を利用したいと思ったら、「津島市成年後見センター」へご相談ください。高齢者の方についてのご相談は高齢介護課、知的障がい・精神障がいのある方についてのご相談は福祉課にて受け付けしています。

問合 65歳以上の場合 高齢介護課長寿福祉G ☎24-1118

知的障がい・精神障がいの場合 福祉課福祉G ☎24-1115

2月市民相談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。

※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相談名	日時	場所	問合
行政相談	6日、3月6日 午前10時～正午	市役所1階相談室	秘書広報課秘書G ☎24-1123
弁護士相談(要予約)	3、17日、3月3日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	3、10、17日、3月3日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	4、18、25日、3月4日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益社団法人 認知症の人と家族の会愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 2階こども家庭センター	☎24-0350
年金相談(要予約)	26日 午前10時～午後3時 予約開始は2月2日午前9時から	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	10日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	6、12日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 労働者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時30分～午後4時30分	— (電話相談)	労働者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・センター 移動事務所	20日 午前10時30分～正午	東地区 子育て支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	4、5、12、18、19、25、26日、 3月4、5日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G ☎24-1138 ☎24-1115

津島データファイル

人口と世帯 (外国人を含む)	総数………59,043人(-42) 男………29,193人(-22) 女………29,850人(-20) 世帯数……27,693世帯(+2) 1月1日現在、()は前月比
市内の交通事故・犯罪 [11月]	事故発生件数……12件(180件) うち死亡者………0人(2人) 犯罪発生件数……25件(397件) ()は令和7年中の累計
市内の火災	11月……………2件(15件) ()は令和7年中の累計
救急車の出動回数	11月……………286件(3,328件) ()は令和7年中の累計

今月の市税や料金など

納期限 令和8年3月2日(月)

固定資産税・都市計画税…第4期 国民健康保険税…第8期 介護保険料…第11期 市営・改良住宅家賃、保育所等利用者負担金…2月分 後期高齢者医療保険料…第8期 下水道事業受益者負担金…第4期

市税の今後の納期

	3月	4月	5月
市民税・県民税・森林環境税	—	—	—
固定資産税・都市計画税	—	第1期	—
国民健康保険税	—	—	—
軽自動車税(種別割)	—	—	全期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。

取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、あいち銀行、名古屋銀行、東海労働金庫、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)